



輝く人権

シリーズ 92



人権啓発福祉センター 児童館(以下児童館)などで子どもたちの健全育成のために活動をしている地域組織活動クラブを紹介いたします。

活動のきっかけ
最初は、「大津町母親クラブ」として昭和61年に結成。のちに、子育ては母親だけではなく、家族全体、地域の様々な人との連携によって成り立つものだという観点から、「大津町地域組織活動クラブ」と改め、子どもたちの健全育成を行っています。

組織の目標とするもの
町の未来を担う大切な子どもたちを、児童館の交流イベントなどの行事を通して、親、地域、

学校など様々な人との交流で「元気に、やさしく、たくましく、育てていく」ことを目標としています。

今までの活動内容
児童館行事の準備や、当日の手伝い、毎週金曜日に児童館で行っている「はとぼっほクラブ」との交流。会員同士の交流や、人権意識向上のための各種会員研修を行っています。また、子どもたちを様々な危険から守るための活動として、交通安全看板や、反射板キーホルダーなどを作成し、子どもたちの安全を確保しています。

今、重点的に取り組んでいること
『地域で子どもを守ろう』をテーマにした活動を展開しています。現在20本以上を町のいろいろな所に立てている「交通安全を呼びかける看板」の追加作成や、反射板でできた「くまのキーホルダー」を作成して地域の安全や、子どもたちを危険から守る活動を重点的にしています。

最後に今年度、大津町地域組織活動クラブの会長をしている松永妙子さんに今までの活動で感じたことや、今後の課題についてコメントをいただきました。
『その子どもが子と同じ』『地域で子どもを育てる』を合言

葉に、子どもたちを、元気にやさしくたくましく育てて行くこと活動してきて23年になりました。結成当初、幼児や小学生だった会員の子どもの大きくなり、会員減少で活動停止の危機に直面しましたが、その時こそ活動目的の原点に返って活動しようとして、会員相互で確認し合い、組織活動を運営することで徐々に子育て世代の会員も増えてきています。

今後は、もっとたくさんの方々に会員になってもらい、お互い「できる」ときにできる人が活動するクラブをモットーに、活動目的を基本に据えたクラブとして、今後もより一層、活動を行っていきます。

今、子育て真っ最中の人、子育てが一段落した人、一緒に活動してみませんか？皆さんの参加をお待ちしています。



「人権を考えるみんなのつどい」

～人権について考えてみませんか～

誰もが生まれながらにして持っている「基本的人権」。今一度、日常を見直して一緒に考えてみませんか。

【日 時】 12月5日(土) 午後1時30分から
【場 所】 町文化ホール
【内 容】 ●人権バンド「ゆう」による
人権ふれあいコンサート
●茅島 祐一さんの講演
「人権て何だろう」

皆さんぜひお越しください

人権ニュース



秋のひとときを自然の中で満喫しました

10月10日、児童館主催のバスハイキング&ウォークラリーを産山村で開催しました。当日は、約40人の親子の参加があり、ウォークラリーや宝探し、施設での体験などを行い、参加者の親睦を深め、秋の一日を楽しみました。

給与所得者の年末調整

給与所得者は、毎月の給与から所得税が源泉徴収されていますが、1年間のその合計額と支払うべき年税額とは一致しないのが普通です。このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きが「年末調整」です。次のことに注意しましょう。

- ①年間所得が38万以上の人を扶養に入れることはできません。
所得が38万円というのは、例えば給与収入で言うと103万円になります。また、土地などの譲渡があった場合、所得が38万円を超えれば扶養に入れられません。
- ②配偶者の所得を把握しておきましょう。
配偶者の所得が38万円を超え76万円未満の場合は、配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の適用が受けられます。これは、配偶者の所得額に応じて9段階に控除額が分かれています。
- ③同じ人を2人以上が扶養することはできません。
子どもを両親のそれぞれが扶養に入れることなど、1人に対して扶養者が重複することはできません。

税金 さくらの税金

vol.37

税務課 ☎(293)3117



税の支払いは期限内に

14ページ「まちの決算」の歳入の状況を見ると、およそ半分は税による収入になっています。税収を確保することはとても大切なことです。

納期限を過ぎても税の納付が無い場合、督促状や文書の送付、電話や訪問などを行いますが、最終的には、法(地方税法、国税徴収法)に基づいて、不動産や預金などの財産の差押(滞納処分)を行います。納期限内にお支払いができない場合はすぐに役場までご相談ください。

ローンの支払いを優先したり、車検の直前にまとめて軽自動車税を払ったりしないで、納期限内に納付を行きましょう。

みんなの国民年金

123

住民課 住民係 ☎(293)3112

「社会保険料控除証明書」は年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、税の申告をする場合、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、年末調整や確定申告で「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。「控除証明書」は、社会保険庁から11月上旬に送付されます(10月1日から12月31日まで)に今年はじめて納付した人は、平成22年2月上旬に送付されます。

Q 「控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？
今年分として申告できます。「控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず添付する必要があります。

A 社会保険料の問い合わせ窓口(「控除証明書」の再発行を受け付けます) ☎0570(070)117
平成22年3月13日まで
月～金曜日:
午前8時30分～午後5時15分

「扶養親族等申告書」が送付された人は忘れずに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります(障害年金・遺族年金は課税されません)。
年金にかかる所得税の計算は、年金受給者の人から提出された「扶養親族等申告書」をもとに行いますので、各種控除を受けるためにはこの申告書を提出しなければなりません。

●対象となる受給者の人には、11月上旬頃に社会保険業務センターから申告書のはがきが送られてきますので、12月1日までに提出してください。
●平成22年分「扶養親族等申告書」が送付される人は年金額が158万円以上の人のみです(65歳未満の人は108万円)。

問い合わせ
熊本市社会保険事務所 ☎(355)3261